

第36号議案

長崎市個人情報保護条例及び長崎市特定個人情報保護条例  
の一部を改正する条例

目次	(ページ)
1 改正の概要	..... 1
2 新旧対照表	..... 2 ~ 4
(参考)	
個人情報保護制度の見直しについて	..... 5

総 務 部

令和4年2月



## 1 改正の概要

### (1) 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日公布）附則第2条により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止された。

長崎市個人情報保護条例及び長崎市特定個人情報保護条例において、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を引用して規定していることから、関係条文の整理をする必要があるため、条例の一部を改正するもの。

### (2) 改正内容

#### ア 長崎市個人情報保護条例

条例第4条第2項第6号中「独立行政法人等」の規定について、次のとおり改める。

○改正前：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。



○改正後：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。

#### イ 長崎市特定個人情報保護条例

条例第13条第3号ウ中「独立行政法人等」の規定について、次のとおり改める。

○改正前：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。



○改正後：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。

### (3) 施行期日

令和4年4月1日（法の施行期日と同日）

## 2 新旧対照表

### (1) 長崎市個人情報保護条例

現 行	改 正 案
<p>○長崎市個人情報保護条例</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>他の実施機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）からの収集が事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集によつて本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>第4条第2項第7号～第48条 [略]</p>	<p>○長崎市個人情報保護条例</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>他の実施機関、国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）からの収集が事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集によつて本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>第4条第2項第7号～第48条 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

(2) 長崎市特定個人情報保護条例

現 行	改 正 案
<p>○長崎市特定個人情報保護条例</p> <p>第1条～第12条 [略]</p> <p>(保有特定個人情報の開示義務)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定</p>	<p>○長崎市特定個人情報保護条例</p> <p>第1条～第12条 [略]</p> <p>(保有特定個人情報の開示義務)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をい</p>

する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第13条第1項第4号～第40条 [略]

う。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第13条第1項第4号～第40条 [略]

附 則

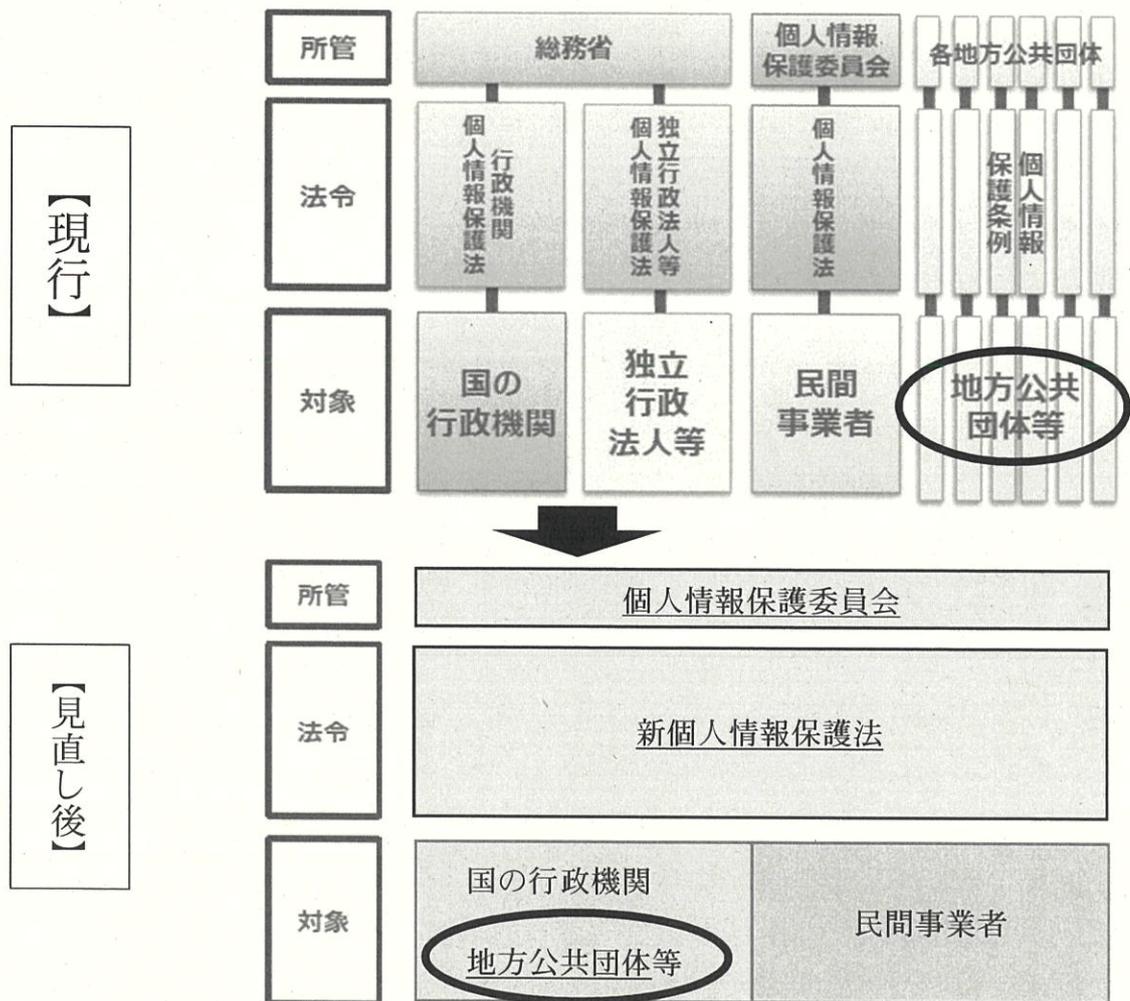
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

( 参 考 ) 個人情報保護制度の見直しについて

## 1 個人情報保護制度の官民一元化

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）【対象：民間事業者】
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）【対象：国の行政機関】
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）【対象：独立行政法人等】

上記①から③の法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度（各地方公共団体が条例を制定）についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化



## 2 施行期日

地方公共団体に係る部分の施行期日は、公布の日（令和 3 年 5 月 1 9 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国は令和 4 年 4 月頃に、政令・規則、ガイドライン等を公布・公表予定。

※ 地方公共団体は、施行までの間に、法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討し、関係規程整備を行う。